

令和元年 7 月 26 日

請負代金内訳書の取扱いについて

1 対象工事

契約書を作成する全ての工事のうち、監督員が必要と認めたもの。

2 内容及び書式

(1) 内容

請負代金の内訳を表示したもの

工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の事業主負担額（以下「法定福利費」という。）を明示するものとする。明示にあたっては、工事価格に対して内訳明示することによりよいものとする。

(2) 書式

- ・ 別途指定する書式（菊川市ホームページに掲載する。）
- ・ 請負者の独自様式（別途指定する様式と同一内容の請負代金内訳を記載したもので、担当課が承諾したもの）

3 提出

対象工事の請負者は、菊川市建設工事執行規則第20条の3により、請負契約締結後10日以内に提出しなければならない。

菊川市建設工事執行規則

（工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書）

第20条 1～2 略

3 請負者は、市長から請求があった場合においては、請負契約締結後 10 日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、市長に提出しなければならない。

4 その他

法定福利費の明示にあたっては、国土交通省の資料「（参考②）請負代金内訳書への法定福利費の明示」及び「（参考③－1）法定福利費の明示にあたっての留意点」（別添）を参考としてください。

附 則

この取扱いは令和元年 8 月 1 日以降、契約を締結する工事から施行する。

請負代金内訳書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請負代金内訳

(1) 工事費内訳表

工種区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	備考
直接工事費					
共通仮設費					
共通仮設費					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等					
工事価格					

(2) 法定福利費

工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の
事業主負担額 円

(参考②)請負代金内訳書への法定福利費の明示

○明示する法定福利費について

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険



契約締結後に発注者に提出する**請負代金内訳書に法定福利費を明示する。**

<法定福利費の計算方法>

①労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合 ⇒当該労務費を使用。
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合 ⇒過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

②労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。

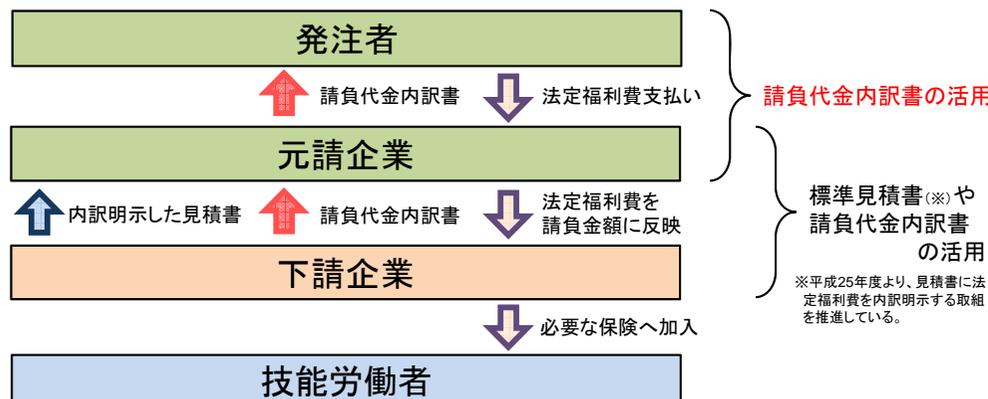
$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

③下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用(明示された法定福利費の額を合算)

$$\text{法定福利費} = (\text{下請Aの法定福利費}) + (\text{下請Bの法定福利費}) + \dots$$

(活用イメージ)



(発注者) 殿

(受注者) 住所:
氏名:

請負代金内訳書

工事名 ○○工事
契約年月日
工期

工事区分	工種	種別	単価	金額
工事費計					10,000,000

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 450,000円)

(参考③-1)法定福利費の明示にあたっての留意点①

○内訳明示する法定福利費について

【内訳明示の対象】

- ・健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠出金と一体で徴収されることから、内訳明示する法定福利費には、これらの事業主負担分も含まれる。
- ・内訳明示を求められている法定福利費以外の費用(例:社会保険料の個人負担分)を除くことが困難な場合は、当該費用が含まれることを明記する。

【内訳明示の方法】

- ・法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を算出できるとは限らないため、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することでも差し支えない。
- ・工事費目(直接工事費、現場管理費等)毎に法定福利費を内訳明示するのではなく、請負代金総額に対して内訳明示することで差し支えない。

○法定福利費の算出について

- ・受注者は、下請企業に工事を発注する予定がある場合には、〈法定福利費の計算方法〉中の「労務費総額」又は「工事費」に下請企業の負担分を含めた上で算出することに留意する。
- ・受注段階で下請企業が確定しておらず、下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外(法定福利費無し)なのか不明である場合には、全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で算出した法定福利費を明示する。